姶良市公告第16号

森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第４条第１項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項の規定により次のとおり公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和７年９月24日

姶良市長　　湯元　敏浩

鹿児島県姶良市之印 農林水産部

１　経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

２　縦覧場所

姶良市農林水産部林務水産課窓口　なお、当該計画は姶良市のホームページ（http://www.city.aira.lg.jp/）にも掲示している。

３　本公告により、姶良市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

経営管理権集積計画

1　個別事項

整理番号	集R７－１	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	（名称）始良市長　湯元　敏浩	（所在地）始良市宮島町２５番地
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1														
2														
3						別紙のとおり								
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）				備考
番号	所　在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）　　姶良市長　湯元　敏浩　住　　所（同上）　　印

権利を設定する森林の森林所有者（甲）　　住　　所（同上）　　印

（記載注意）

（1）　この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

（2）　共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

（3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（　）書きで下段に２段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、１筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

（4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（　）書きで下段に２段書きにすること。

（5）（B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2　共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、１の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、１の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、１の個別事項に定めるところにより保育間伐を実施すること。

（２）受託者の義務

自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

（３）経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

（４）経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（５）租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

（６）経営管理権の設定等の条件

①　乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア　甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ　甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

②　乙は、災害その他の事由により当該森林において（１）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③　甲は、１の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④　甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

（７）森林への立入り及び施設の利用等

①　乙は、（１）、（12）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

②　乙は、（１）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

（８）災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施する予定の森林について（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

①　災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

②　路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③　当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

（９）損害の賠償

①　乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

②　乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

（10）経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

（11）甲の通知及び届出

①　甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

②　甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

（12）その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添１　経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

	対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	
①					○　乙は、姶良市森林整備計画に基づき存続期間中に保育間伐を１回実施し、多様で健全な森づくりを目指す。事業の実施にあたっては、林分・林地の状態を把握したうえで、不用木（侵入竹を含む）の除去及び不良木の淘汰等を行うものとする。 ○　乙は、火災、病虫害及び気象害の確認のため、年１回以上の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○　乙は、当該森林に森林経営管理法に基づく経営管理権を設定していることを明確にするため、看板の設置等その他公示の措置を講じるものとする。

別添２　木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

	対象森林				木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	
①					（留意事項） ○　乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添３　甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

＜時期＞

○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

＜相手方及び方法＞

○　乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

別紙

R7経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所　在	地　番	林班	林小班	地目	面積(ha)	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間
集Ｒ７－１	加治木町西別府	5498-1	8	ｹ18ｱ	山林	0.50	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－２	加治木町西別府	5498-4	8	ｹ20ｱ	山林	0.11	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－３	加治木町西別府	5561-3	8	ｼ5	山林	0.21	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－４	加治木町西別府	4945	9	ｱ45	田	0.12	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－５	加治木町辺川	726-12	19	ｸ30	保安林	0.24	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－６	加治木町西別府	4985-1	9	ｳ23	山林	0.15	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－７	加治木町西別府	6162-1	11	ｲ34	山林	0.17	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－８	加治木町西別府	6348	11	ｶ25	田	0.20	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－９	加治木町西別府	6706	12	ｴ19	田	0.24	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－10	加治木町西別府	7152-13	13	ｹ12	山林	0.67	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－11	加治木町辺川	1743	17	ｳ36	畑	0.26	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－12	加治木町辺川	1933-2	20	ｱ13	保安林	0.22	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－13	加治木町辺川	1933-10	20	ｱ20	保安林	0.29	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－15	加治木町辺川	1859	20	ｹ17	山林	0.81	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－16	加治木町辺川	1	21	ｳ18	田	0.12	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－17	加治木町西別府	4555-2	22	ｲ10	山林	0.12	2025.10.1	５年（2031.3.31）
集Ｒ７－18	加治木町西別府	4610-19	22	ｵ16	山林	0.15	2025.10.1	５年（2031.3.31）
17筆				合計		4.58		